

11月は ケアラー月間



地域包括ケア推進課

TEL 224-6087

FAX 229-4382

県では、今年度から11月をケアラー月間と決めました。また、11月23日(祝)には、高齢者や障害のある方等の介護や日常生活上の世話等を無償で行っているケアラーやヤングケアラー支援について考えるフォーラムを、オンラインで開催します。詳しくは、県のホームページをご確認ください。

ください。
この機会にケアラーやヤングケアラーについて考えてみませんか？

市有地を売ります



管財課 TEL 224-5633

FAX 225-2895

市が保有する土地を「一般競争入札」で売ります。詳しくは、同課(本庁舎4階)で配布する実施要領(市ホームページからダウンロード可)をご確認ください。

申し込み：11月29日(月)～12月3日(金)

午前9時から午後5時まで直接

同課

■入札および開札日

日時：12月10日(金)午後2時～

会場：7B 会議室(本庁舎7階)

■物件の詳細

所在地：大字砂字漆谷989番5

面積：131.84㎡

荒川緑肥を 無償で配布します



河川課 TEL 224-6041

FAX 224-8804

荒川上流河川事務所では、管理し

ている荒川などの堤防の刈り草から作った堆肥を、次の期間に配布します(販売目的不可)。応募方法など詳しくは、同事務所ホームページまたは同事務所(新宿町三丁目)・同事務所出張所(小堤)・市河川課(小仙波庁舎2階)にある応募要領を確認するか、荒川緑肥事務局 TEL 246-1031にお尋ねください。

1031にお尋ねください。

応募期限：12月10日(金)(消印有効)

配布期間：来年1月24日(月)～2月5

日(土)(1月30日(日)を除く)

11月30日

(いいみらい)は

「年金の日」



市民課 TEL 224-5764

FAX 226-5091

厚生労働省では、国民一人ひとりが「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせる日として、11月30日を「年金の日」としています。この機会に、日本年金機構ホームページの「ねんきんネット」で自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。詳しくは、日本年金機構ホームページを確認するか、川越年金事務所 TEL 242-2657にお尋ねください。

川越市中小企業者 事業継続支援金(第2弾)



中小企業者事業継続支援金担当
(産業振興課) TEL 225-5877

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年4月から12月までのいずれか1か月における売上が、前年または前々年同月と比較して15%以上減少している市内に事業所または事務所がある中小企業・個人事業主(フリーランス含む)に、支援金を交付します。申請方法等詳しくは、市ホームページを確認するか、同担当にお尋ねください。

支援金額…6万円(1中小企業者1回まで)

申請期限…来年1月31日(月)(当日消印有効)まで

問い合わせ…同担当 TEL 225-5877 (月～金曜日、午前9時30分～午後4時30分。祝日、年末年始を除く)

令和3年以降の 年末調整説明会は行いません



市民税課 TEL 224-5640 TEL 226-2540

新型コロナウイルス感染症による社会全体の意識の変化や、行政手続のデジタル化に伴い、税務署主催の年末調整説明会は令和3年以降開催しません。なお、国税庁ホームページに「年末調整特集ページ」等を公開していますので、ご確認ください。

問い合わせ…川越税務署 TEL 235-9411 (音声自動案内「1」を選択)

計画(原案)に 対する意見募集



防犯・交通安全課

Tel 224-5721

Fax 224-6705

市では、総合的な交通安全対策を推進するために必要な施策を定めた「第11次川越市交通安全計画」の策定を進めています。市民の皆さんの意見を反映するため、同計画(原案)に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：11月18日(木)～12月17日(金)(必着)

閲覧場所：同課(本庁舎3階)・市民センター・川越駅西口連絡所

対象：市内在住・在勤・在学または利害関係のある方

意見の提出方法：任意の用紙に意見・住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、郵送・ファクスまたは直接同課(郵送の場合は〒350-8601川越市役所防犯・交通安全課)

*11月18日(木)から市ホームページで閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策定の参考にします。また、意見の内

容と市の考え方を公表します。類似の意見は取りまとめ公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報公表しません。

計画(原案)に 対する意見募集



国際文化交流課

Tel 224-5506

Fax 224-8712

市では、国際化や多文化共生に関する施策を総合的に推進するため「第五次川越市国際化基本計画」の策定を進めています。市民の皆さんの意見を反映するため、同計画(原案)に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：11月25日(木)～12月24日(金)(必着)

閲覧場所：同課(本庁舎5階)・市民センター・川越駅西口連絡所

対象：市内在住・在勤・在学または利害関係のある方

意見の提出方法：任意の用紙に意見・住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、郵送・ファクスまたは直接同課(郵送の場合は〒350-8601川越市役所国際文化交流課)

*11月25日(木)から市ホームページで

閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策定の参考にします。また、意見の内容と市の考え方を公表します。類似の意見は取りまとめ公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報公表しません。

クラッセ川越の臨時休館

川越駅東口図書館

Tel 228-7712

Fax 228-7713



11月30日(火)から来年2月1日(火)まで、冷暖房設備等改修工事のためクラッセ川越内全施設を臨時休館します。ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。休館中の問い合わせ先は次のとおりです。

対象施設と問い合わせ

●川越駅東口図書館：川越駅東口図書館 Tel 228-7712

●川越駅東口多目的ホール：文化芸術振興課 Tel 224-6157

●国際交流センター：国際文化交流

課 Tel 224-5506

●川越駅東口児童館：川越駅東口児童館 Tel 228-7719

●川越駅東口老人憩いの家：高齢者いきがい課 Tel 224-5809

住宅改修費を補助



産業振興課 Tel 224-5934

Fax 224-8712

地域経済対策の一環として、市内施工業者が行う20万円以上(消費税を除く)の個人住宅の改修工事で、来年2月28日(月)までに完了する工事費用の一部を、5万円を上限に補助します。申請額が予算の範囲を超えた場合は、抽選で決定します。

*補助金交付決定前に工事着工した場合、補助は受けられません。必ず交付決定後に着工してください。

受付期間：11月8日(月)～15日(月)

対象：次の全てに該当する方①川越市に住居登録がある、②リフォームする住宅の所有者で、その住宅に居住している、③市税に滞納がない、④過去に同制度を利用していない

申し込み：同課(本庁舎5階)で配布する申請書類(市ホームページからもダウンロード可)に必要な事項を記入し、直接同課

マイナンバーカード の受け取りは お早めに



市民課 ☎224・5744

☎225・5371

マイナンバーカード事業の対象期間が12月末までに延長されました。マイナンバー付与(上限5000円分)の対象の方で、まだマイナンバーカードを受け取っていない方は、予約の上、早めの受け取りをお願いします。



対象：今年4月末までにマイナンバーカードを申請した方

*マイナンバーカード制度開始前(昨年9月)にマイナンバーカードを申請した方も、マイナンバーカード事業の対象です。

申込方法：マイナンバーカード受け取り後、12月末までにマイナンバーカードに申し込み、キャッシュレス決済サービスでチャージまたは決済

■マイナンバーカード設定支援窓口を延長

期間：12月28日(火)まで(月～金曜日、午前9時～午後5時。祝・休日を除く)

会場：本庁舎1階

11月14日(日) 県民の日の無料公開

●市立博物館・川越城本丸御殿

時間…午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

問い合わせ…市立博物館 ☎222-5399

●市立美術館

時間…午前9時～午後5時(入場は午後4時30分まで)

問い合わせ…同館 ☎228-8080

●川越まつり会館・旧山崎家別邸

時間…午前9時30分～午後5時30分(入館は午後5時まで)

問い合わせ…川越まつり会館 ☎225-2727

●こどもの城プラネタリウム特別投影

時間…午後3時30分～

問い合わせ…こどもの城 ☎225-7289

11月14日に埼玉県は150周年を迎えます

県の特設 WEB サイトでは、さまざまな取り組みを紹介しています。ぜひご確認ください。詳しくは、埼玉県県民広聴課 ☎048-830-3192にお尋ねください。

大気中放射線量の 定点モニタリング結果



環境対策課 ☎224-5894

☎225-9800

市では、放射線量の変化を定期的に把握するため、合計14地点の公共施設等で放射線量を測定しています。

測定日…2月8日・9日、8月2日・3日

測定機器・方法…NaI シンチレーションサーベイメータ TCS-172B (エネルギー補償付き)により市職員が測定

■結果

いずれの地点の測定値も、地上50cm～1mの国の基準(市の対応の目安と同じ0.23μSv/h)および地上5cmの市の対応の目安(0.30μSv/h)よりも低い値でした。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●河越流鏝馬の中止 文化財保護課 ☎224-6097 ☎224-5086

11月に予定していた河越流鏝馬は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止します。ご理解とご協力をお願いします。

●「川越市環境マネジメントシステム実施報告書」の公表 環境政策課 ☎224-5866 ☎225-9800

令和2年度の実績をまとめた同報告書を、11月1日(月)から同課(本庁舎5階)・情報公開コーナー(東庁舎1階)・市民センター・図書館・公民館で閲覧することができます。また、同報告書に対する意見・提案を11月30日(火)まで同課で受け付けます(ファクス可)。市ホームページからも閲覧・意見ができます。

●「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の公表 教育総務課 ☎224-6074 ☎224-5086

同報告書は、同課(東庁舎2階)・情報公開コーナー(東庁舎1階)・市ホームページで確認することができます。

●川越市都市計画審議会を開催します 都市計画課 ☎224-5945 ☎225-9800

川越都市計画生産緑地地区の変更についてなど。11月10日(水)午後2時～(受け付けは午後1時40分から)。第5委員会室(本庁舎7階)。傍聴は先着5人。当日直接会場。

●斎場市民聖苑利用説明会 斎場 ☎226-0090 ☎226-7088

11月27日(出)午前9時～▶午前10時30分～。対象は市内在住。各定員10人。申し込みは電話で斎場。

●国民健康保険と後期高齢者医療の傷病手当金支給の適用期間を延長

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金支給の適用期間は令和2年1月1日から同3年9月30日の間でしたが、12月31日(金)まで延長されました。詳しくは、市ホームページを確認するか、国民健康保険について＝国民健康保険課 ☎224-5836 ☎224-7318、後期高齢者医療について＝高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318にお尋ねください。

●市役所本庁舎・東庁舎の空調設備改修工事を実施中 管財課 ☎224-5633 ☎225-2895

駐車場が一部変更になっています。また、駐車台数が少なくなっていますので、ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、窓口業務は通常どおり行います。

11月12日から25日まで

女性に対する暴力をなくす運動

男女共同参画課 ☎224-5723 ☎224-6705

毎年11月12日から25日までは、国が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。期間中、女性に対するあらゆる暴力をなくすためのメッセージを込め、パープルリボンにちなんだ啓発活動を実施しています。配偶者からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。

密室で行われる・被害を訴えづらい等の理由から、潜在化しやすい女性に対する暴力の問題についてここで改めて考え、女性の人権尊重と、男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶を目指しましょう。また、自分が被害者や加害者にならないための正しい知識を得るとともに、万が一のときの相談先等を知っておくことも大切です。



パープルリボン
にちなんだ
啓発活動



相談先一覧



パープルリボン

女性に対する暴力の一例

- 殴る、蹴る
- 大声で怒鳴る、無視する
- 付き合いを制限する、行動を監視する
- 性行為を強要する
- 生活費を渡さない

その悩み、相談してください！

川越市配偶者暴力相談支援センター

☎224-5723

(月～金曜日、午前9時～正午▶午後1時～5時。祝・休日、年末年始を除く)

DV相談+(プラス)

国(内閣府)が設置する相談窓口。電話・メールは24時間、チャット相談は正午から午後10時まで対応。

☎0120-279-889(つながはやく)

*メール、チャット相談は、DV相談+のホームページから受け付けます。



パープルリボンキャンペーン

「女性に対する暴力をなくす運動」の期間にちなみ、県が行うタペストリーの共同製作に参加します。大きなタペストリーのポケットに、皆さんが作成したパープルリボンを入れます。タペストリーは、県内自治体をリレー方式でつなぎます。

日時…11月20日(土)、21日(日)午前10時～午後2時

場所…ウエスタ川越1階



「女性の人権ホットライン」強化週間

人権推進課 ☎224-5579 ☎223-1726

法務局職員と人権擁護委員による電話相談。通常の時間を延長して受け付けます。相談内容などの秘密は厳守されます。

日時…11月12日(金)～18日(休)午前8時30分～午後7時(13日(土)・14日(日)=午前10時～午後5時)

相談電話…☎0570-070-810

児童虐待とは……?

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、溺れさせる など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても受診させない 車内に子どもを置き去りにする など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体にする など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家庭内暴力 など

11月は児童虐待防止推進月間
「だれか」じゃなくて
「あなた」から

「しつけ」でも体罰は禁止です

児童福祉法等改正法により、令和2年4月1日からしつけに当たり体罰を加えることは禁止されました。これらは体罰にあたります。

- 言葉で3回注意したが、言うことを聞かないので頬を叩いた
- 大切な物にいたずらをしたので、長時間正座させた
- 他人の物を取ったので、お尻を叩いた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった

「虐待かも?」と思ったらご連絡ください

通報先	電話番号・受付時間など
児童虐待防止SOSセンター *こども家庭課内にある同センターにつながります。 *開設日時以外は、児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189にご連絡ください。	☎0120-283-505 月～金曜日、午前8時30分～午後6時15分(祝・休日、年末年始を除く) * ☎0120-283-565でも相談できます(即日対応できない場合があります)
児童相談所虐待対応ダイヤル *お近くの児童相談所につながります。	☎189(いち・はや・く) 24時間。通話は無料
埼玉県虐待通報ダイヤル *児童・高齢者・障害のある方への虐待等の通報を受け付けています。	☎ #7171 24時間。通話料が掛かります

虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、通告をしなければなりません。「虐待かも?」と思ったら迷わずご連絡ください。また、虐待のことで悩んでいる保護者や子ども自身からの相談も受け付けています。秘密は厳守します。

こども家庭課 ☎224-5821
☎225-5218



虐待以外の子どもに関する相談を受け付けます

家庭児童相談室

専門の家庭児童相談員が相談に応じます。

☎224-5821

(午前8時45分～午後5時15分。土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)

親と子どもの悩みごと相談@埼玉

LINEで相談できる窓口です。

月～金曜日＝午前9時～午後9時、
土・日曜日、祝・休日は午前9時～午後5時(年末年始を除く)



LINE

登録方法…LINEアプリのホーム画面検索で「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」で検索



子ども虐待防止
オレンジリボン運動



子育てを 応援します!!

児童扶養手当

こども家庭課 ☎224-5821
☎225-5218

母子家庭・父子家庭や、父母のいずれかが障害を持つ家庭などを対象に支給される手当です。公的年金等を受け取っている場合は、原則として児童扶養手当額の全部または一部を受給することができません。

支給金額(児童1人当たりの月額)

手当の形態	支給金額
全部支給	43,160円
一部支給	10,180円~43,150円

加算額(児童1人当たり)

子の人数	形態	支給金額
2人目加算額	全部支給	10,190円
	一部支給	5,100円~10,180円
3人目以降 加算額 (1人につき)	全部支給	6,110円
	一部支給	3,060円~6,100円

* 受給資格者や扶養義務者等の所得により制限があります。

特別児童扶養手当

こども政策課 ☎224-6278
☎223-8786

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している方を対象に支給される手当です。療育手帳㊤・A・B相当、身体障害者手帳1~3級相当の児童が対象です。なお、児童が障害年金の給付を受けている場合は、手当を受けられません。

支給金額(児童1人当たりの月額)

障害の程度	支給金額
1級(重度)	52,500円
2級(中度)	34,970円

* 特別児童扶養手当の等級と身体障害者手帳の等級は、必ずしも一致するものではありません。



子育てのための各種手当や医療費の助成、各種事業などを紹介します。お子さんの成長過程などに合わせてご確認ください。

16~18ページに掲載している事業などについて詳しくは、右の2次元コードからも確認できます。



児童手当

こども政策課 ☎224-6278
☎223-8786

中学校修了前の児童を養育している方を対象に支給される手当です。出生・転入日の翌日から15日以内に手続きが必要です。認定請求書は同課(本庁舎3階)・市民センター・川越駅西口連絡所・市ホームページにあります。郵送(〒350-8601川越市役所 こども政策課)での提出も可能です。

支給金額(児童1人当たりの月額)

子の年齢	支給金額
3歳未満(誕生月まで)	15,000円
3歳~小学校修了前の第1子、第2子	10,000円
小学校修了前の第3子以降	15,000円
中学生	10,000円

* 所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人当たり月額5,000円を支給します。

* 今後、制度の改正が予定されています。詳しくは市ホームページや広報川越などでお知らせします。

こども医療費

こども政策課 ☎224-6278
☎223-8786

中学3年生までの児童を対象に、医療費(食事療養費標準負担額は除く)の一部を助成します。

申し込み…出生・転入の届け出の際に配布する「こども医療費受給資格登録申請書」に必要事項を記入し、郵送または直接同課(本庁舎3階)・市民センター・川越駅西口連絡所(郵送の場合は〒350-8601川越市役所 こども政策課)

* 出生届を市外または休日・夜間に提出した場合は、こども医療費受給資格登録申請書を後日郵送します。

ひとり親家庭等医療費

こども政策課 ☎224-6278
☎223-8786

母子家庭・父子家庭や、父母のいずれかが障害を持つ家庭などを対象に、医療費の一部を助成します。受給には同課(本庁舎3階)で受給資格の登録が必要です。生活保護を受給している場合や、受給資格者・同居の扶養義務者に一定額以上の所得がある場合などは支給されません。

遺児手当

こども政策課 ☎224-6278
☎223-8786

父母のいない義務教育修了前の遺児を養育している方(父母が児童と別居し、養育していない場合も含む)を対象に支給される手当です。

支給金額(月額) …1人当たり8,500円

子育て世帯生活支援特別給付金

子育て世帯生活支援特別給付金室 ☎224-6175
☎225-5218

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化し、低所得の子育て世帯の方が心身等に大きな困難を抱えていることを踏まえ支給される給付金です。一定の支給要件を満たす方が申請不要で受給できるほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、所定の収入要件を満たす方なども、申請を行うことで受給できます。支給要件、申請方法、提出書類等、詳しくは市ホームページを確認するか同室までお尋ねください。

支給金額…児童1人当たり50,000円

市の育英資金

来年4月から高等学校・中等教育学校(後期課程に限る)・高等専門学校・大学・専修学校などに進学または在学する方で、経済的に教育費などの支出が困難な方に、学資金と入学準備金を無利子でお貸しします。



対象…次の全てを満たす方①市内に引き続き6か月以上在住している、②経済的理由で学資金や入学準備金の支出が困難である、③学業成績が良好である、④校長の推薦を受けられる

償還期間…貸付期間の2倍(償還開始は卒業6か月後から)

提出書類…①借入申請書、②校長の推薦書、③成績証明書、④健康診断書、⑤住民票(世帯全員のもの)、⑥合格通知書の写し、⑦保護者の令和3年度課税証明書

* 提出書類①②の用紙は、同課または市ホームページにあります。

申し込み…来年1月4日(火)～31日(月)に郵送または

教育総務課 ☎224-6074☎224-5086

直接同課(東庁舎2階。郵送の場合は〒350-8601川越市役所 教育総務課)

* ⑥は合格決定後、速やかに提出してください。

* 貸し付けの決定には審査があります。申請された方全員に貸し付けが決定されるとは限りません。

貸付額

区分	貸付金		
学資金 (月額)	高等学校 中等教育学校(後期 課程に限る) 専修学校	国公立	13,000円
		私立	20,000円
	高等専門学校		16,000円
	大学(短期大学含む)		30,000円
入学 準備金	高等学校 中等教育学校(後期 課程に限る) 専修学校	国公立	150,000円
		私立	280,000円
	高等専門学校		160,000円
	大学(短期大学含む)		360,000円

地域子育て支援

子育て支援センター ☎227-3517
☎227-3936

おおむね3歳未満の子どもと保護者が気軽に集まれる場所の提供や、子育て情報の発信、子育て講座の開催、育児相談などを市内31か所の子育て支援関連施設で行っています。

*利用方法・開設日時等は施設ごとに異なります。

子育て短期支援事業

こども家庭課 ☎224-5821
☎225-5218

保護者が仕事・疾病などの際や、育児疲れなどでリフレッシュしたい場合に児童を預かり、食事の提供等を行います。また、利用の際は小学校などへのお迎えも行います。トワイライトステイ事業(午後5時から9時30分までの一時預かり)とショートステイ事業(宿泊を伴う預かり)の2種類があります。

なお、事前に実施施設での見学・面談と同課への申し込みが必要です。

実施施設…ひまわりルーム ☎265-6801

実施日…月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)

対象…市内在住の3～9歳

定員…1日5人

経費…トワイライトステイ事業=1日750円▶ショートステイ事業=1日2,750円

*世帯の市・県民税の課税状況などによって軽減措置があります。

*食費等の実費負担があります。

3キュー子育てチケット

こども政策課 ☎224-6278
☎223-8786

市では、子どもが3人以上いる世帯の子育てを応援するため、県が実施する3キュー子育てチケット5万円分に、3万円を上乗せして配布します。申請方法や利用方法、対象等について詳しくは、県または市ホームページを確認するか、埼玉県3キュー子育てチケット事務局 ☎0120-39-3192にお尋ねください。

対象…市に住民登録があり、同居または養育している児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方)のうち、3人目以降の児童が令和3年1月1日以降に生まれた世帯

病児・病後児保育

こども育成課 ☎224-5724
☎224-6705

病気または病気回復期の子どもを施設で一時的に預かります。各施設とも利用時間は午前8時から午後6時までです。

利用方法等、詳しくは各施設にお尋ねください。

対象…生後2か月～小学3年生

定員…各施設3人(病状で判断する場合あり)

■病児保育室(日曜日、祝・休日、年末年始は休み)

実施施設…育児サポート アイアイ(古谷上・愛和病院内 ☎235-8926)▶みついきッズケア(松江町1丁目・三井病院南向かい ☎290-5551)▶おさるのゆりかご(砂新田2丁目・おぜきこどもクリニック内 ☎265-8800)

■病後児保育室(土・日曜日、祝・休日、年末年始は休み)
病気回復期の児童のみ利用できます。

実施施設…ハートランドともいき(笠幡・ともいき保育園内 ☎227-3811)



ファミリー・サポート・センター

こども育成課 ☎224-5724
☎224-6705

子育ての援助をしたい方(提供会員)と援助の依頼をしたい方(依頼会員)を会員とした組織により、地域の中での子育てを支援しています。事前に登録が必要です。

対象…生後3か月～小学6年生

申し込み…川崎市ファミリー・サポート・センター(オアシス内) ☎225-3828

緊急サポートセンター

こども育成課 ☎224-5724
☎224-6705

会員同士の助け合いにより、病児・病後児の一時保育や宿泊を伴う一時保育、緊急的な一時保育を行っています。事前に登録が必要です。

対象…小学6年生まで

申し込み…緊急サポートセンター埼玉 ☎048-297-2903

*同センターホームページからも登録できます。